

法人役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人であいの会

(目的)

第1条 この規程は、であいの会の法人理事・監事・評議員の役員報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、勤務実態に即して支給するものとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事長が法人業務を行う場合には、月 10 万円を支給する。
- 3 その他の法人役員報酬は、その都度理事会で決めて支給する。

(役員費用弁償)

第3条 役員費用弁償は、交通費等の相当額として支給する。

- 2 費用弁償は次のとおりとする。
 - ① 理事会・評議員会に出席した時には 1 万円を支給する。
 - ② 監事が法人監査業務に出席した時には 1 万円を支給する。
 - ③ 法人が行う入札・契約等の業務を執行した時には 1 万円を支給する。
 - ④ 法人経営及び資質の向上を目的とする役員研修には、実費相当分を支給する。
 - ⑤ 法人事業に必要な業務を行った場合は、理事長が内容を鑑み支給する。

(常務理事の業務及び報酬)

第4条 当該法人に常務の理事を置き、法人業務の人事労務、財務、施設運営等の経営管理を行う。

- 2 常務理事の報酬は、施設職員を兼務している場合は所属施設の給与規定に準じて支給し、その他は第2条3項の通りとする。

(担当理事の業務及び報酬)

第5条 当該法人に担当理事を置き、前条1項に準じ他理事と分担して業務を行う。

- 2 担当理事の報酬は、施設職員を兼務している場合は所属施設の給与規定に準じて支給し、その他は第2条3項の通りとする。

(その他)

第6条 この規程にない事項は、理事長の決裁で行うものとする。

(附則)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 12 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 5 月 21 日より施行する。